Dil 41f	#### O 7				
別紕	様式第8-7				
	<u>海外事業資金貸付</u>	保険ローン・パーティシペーション承認申請書	Ė		
			年	月	E
朱式	会社日本貿易保険 御中				
		被保険者			
		(保険利用者コード:)	
		住 所			
		氏 名			E
		W. + - - - - - - - - -			
毎外≒	事業貧金貨付(貨付金債権等)保険	約款の規定に基づき、下記のとおり申請します。			
		5音			
	<i>*</i>	T			
1.	貸付先国又は地域 (事業地国)				
2.	保険証券番号				
3.	保 険 契 約 締 結 日				
	保険契約上の				
4.	資 金 貸 付 の 相 手 方 又は主たる債務者の名称				
	ローン・パーティシペーション契約	(ハ・イヤーコート・:			,
5.	参 加 者				
6.	ローン・パーティシペーション 予 定 金 額 ローン・パーティシペーション契約				
7.	ローン・パーティシペーション契約 効 カ 発 生 予 定 日				
8.	連 絡 先				
	担当部署名:				
	担当者名:				
	電話:				
	E-mail:				
9.	備 考				
		承認証			
		<u> </u>	年	月	E
		0 - 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		7	_
上記(の海外事業資金貸付保険ローン・バ				
		申請のとおり承認します。 次の条件を付して承認します。			
		承認しません。	· / o		
				_	
条件					
				. gp 😑	<u></u>
		*************************************	. 🗆 🕰		rac Nr

2020年10月1日更新

(旧) (新 設)

別紙		(新)			
/# # ·IF ·					
	<u>海外事業資金貸付</u>	保険ローン・パーティシペーション終了通知書	ı		
			年	月	日
烘ポ	会社日本貿易保険 御中				
<u>የ</u> ጥ 土\	五世日个其勿体区 呼丁	被保険者			
		(保険利用者コード:)		
		住 所			
		氏 名			FD
海ダ	ト事業資金貸付(貸付金債権等)保険	食約款の規定に基づき、下記のとおり通知します。			
		記			
1	貸 付 先 国 又 は 地 域				
1.	(事業地国)				
2.	保険証券番号				
3.	保険契約締結日				
А	保険契約上の				
4.	資 金 貸 付 の 相 手 方 又は主たる債務者の名称	(バイヤーコード:)
	 ローン・パーティシペーション契約	(N1 r − ¬ r .			
5.	参 加 者				
6.	ローン・パーティシペーション 対 象 金 額				
7.	承 認 日				
8	ローン・パーティシペーション契約				

8. 効 力 発 生 日 9. 連 先 担当部署名: 担当者名: 電話: E-mail: 10. 備

2020年10月1日更新

(旧) (新 設)

	(新)		
別紙様式第8-9			
<u>海外事業資金貸付保険</u>	ミローン・パーティシペーション内容変更承認申請書	ŧ	
	年	月	日
株式会社日本貿易保険 御中			
THE STATE OF THE S			
	被保険者		
)	
	住 所		
	氏 名		(EI)
海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険	約款の規定に基づき、下記のとおり申請します。		
	- =		
	記 		
貨付先国又は地域 1. (事業地国)			
2. 保 険 証 券 番 号 3. 保 険 契 約 締 結 日			
保険契約上の 4. 資金貸付の相手方			
又は主たる債務者の名称	(パイヤーコート゛:)
5. 会 か カ			
5. 参加 者 の			
O. 効 力 発 生 日 7. 変 更 内 容			
8. 変更効力発生予定日			
9. 連 絡 先			
担当部署名:			
担当者名:			
電話:			
E−mail:			
10. 備 考			
	<u>承認証</u> 		
	年	月	日
上記の内容変更承認申請は、	申請のとおり承認します。		
	次の条件を付して承認します。		
	承認しません。		
条件			

(新 設)

(旧)

2020年10月1日更新

株式会社日本貿易保険

		<u>海外事業貧金貨付保険危</u>	<u>候•損失発生通知</u> 書			
株式会社日本貨	貿易保険 御中				年 月	日
			被保険者名			
			代表者氏名		印	
			住所			
			保険利用者コード			
			体険利用有コート			
保険証	券 番 号			米ドル建特約の 有 無		
保険契約	的 締 結 日		年 月 日			
海外事業資金 又は保証値 主 た る	貸付の相手方 責 務 に 係 る			貸付先国等 又は地域		
				事業地国 又は地域 保証国		
保 	E 人			又は地域		_
償 還	期限	年 月 日		契 約 通 貨		
		元本	金	2利	合計	
保険事故 該当金額	①償還予定額				0	
	既償還額				0	
	損失発生額				0	
②既貸	賞還額				0	
③今後の億				_	0	
貸付金債権 (①+②	2)+(3)	0		_	0	
事故発生に至っ	た経緯(できるだ	ごけ詳細に記載して下さい。)				
連絡先	担当部署名		担当者名			
建机 加	E-mail アドレス		電話番号			
					_	
		NEX	I記入欄 受理日:	年	<u>日</u>	

別紙様式第10	
---------	--

<u>海外事業資金貸付保険</u>	〔損 危	失 険	<u>発生通知書</u>			
				年	月	日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者(保険利用者コード:)

住 所_____

下記のとおり通知します。

記

(旧)

保 険 証 券 番 号	
保険契約締結日	年 月 日
海外事業資金貸付の相手方 又は保証債務に係る 主たる債務者	貸付先国等 又は地域 (国コート:) 事業地国 又は地域 (国コート:)
保 証 人	保証 国 (ハ・イヤーコート・: 又は地域 (国コート・:
貸付等予定日	年 月 日
事 故 発 生 日	年 月 日
保険事故該当数量	
保険事故該当金額 (建値)	
事故発生に至った経緯(できるだ)	ナ詳細に記載して下さい。)
連絡先	担当部署名: 担当者名: 電話番号:

別紙様式第13

<u>海外事業資金貸付保険入金通知書</u>

年 月 日

株式会社日本質	貿易保険 御中	l													
							†	披保隊	(者名	I					
							1	代表者	氏名	l					印
							1	注所							
							_								
							1	保険和	川用者	- ⊐-	*				
							_								
保 険 証	券 番 号														
海外事業資金	貸付の相手方							貸 付 又(先ほお地	国 等 域					
又は保証債主たる	債務者							事業又(業 地は 地	国域					
償 還	期日		年	月	日			入	金	日		年	月	日	
契 約	通貨														
7 ^	φæ	元	本	契	! 約	金 利		延	滞	金	利		合	計	
入 金	額													0	
未入金	 建 残 額													0	
入金状況、今後6	の回収見込み等の	こついて		•			•								
連絡先	担当部署名							担当	当 者	名					
连 桁 九	E-mail アドレス							電	舌番	号					
					ı	NEXI記入	.欄		受理	里日:	年	J	<u> </u>	且	

別紙様式第13

<u>海外事業資金貸付保険入金通知書</u>

(旧)

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

	被保険者(保険利用者⊐-ト゚: 住 所)
	氏 名	
下記のとおり通知します。		
下記のこのり通知しより。		
	= -1	
	記	
保険証券番号		
保 険 契 約 締 結 日	年 月 日	
海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る	貸付先国等 <u>又は地域</u> 事業地国	(国コード:)
主たる債務者	事業地国 	(国コード:)
保 証 人	保証 国 (バイヤーコード:) 又は地域	(国コード:)
事故発生日	年 月 日	
入 金 日	年 月 日	
入 金 額 (建 値)		
未入金額(建値) 入金事由		
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
(入金事由コード:) 今後の回収見込み等の特記事項		
/# ±		
備考	(連絡先)	

_ /	***	٠,
- (- 1
٠.	<i>76)</i>	•

<u>海外事業資金貸付保険保険金請求書</u>

提出日

年

月

株式会社日本貿易保険 御中				
本書及び保険金請求経緯書(以下「保険金が事実と相違ないことを確認し、保険金を請求また、保険金の支払いを受けた場合は、保料容が事実と相違がある場合等であって、約款保険金返還事由に該当することが判明したと金を株式会社日本貿易保険に返還することを	求します。 険金請求書等の内 (上の免責事由又は きには、直ちに保険	請求者名 代表者氏名 住所 保険利用者		——— 印
保険金請求額:				
上記請求金額の計算の内訳は、次の計算		_		
	<u>損失計算</u>	<u>書</u>		
保 険 証 券 番 号				
債 務 者				
償 還 期 限				
事故事由				
被保険者名 (請求者と異なる場合)				
契約通貨	貸付金債権等	の元太	貸 付 全 倩	権等の利子
	R II II R IE T	0)) ₀) ₁		1E 47 02 41 1
② 損失防止軽減義務の履行により取得した金額				
③ ②のために要した費用又は要すべき費用				
④ 損失額(①-(②-③))				
⑤ その他控除すべき金額				
⑥ てん補責任額(④-⑤)	\$0.00		\$	0.00
⑦ 換 算 率				
⑧ 損失額(円) 元本・利子別	¥0		:	¥0
⑨ ⑥ × ⑦ 元本·利子合算		¥(0	
⑪ 付 保 率				
⑪保険証券記載の保険金額				
① 保険金請求額(⑨×⑩)		¥		
※米ドル建保険特約付帯の場合:⑦⑧ ⑫保険金請求額は、元本と利子を合算			金額を記入してくだ	さい。
連担当部署名	担	当者名		
連 組 推 生 E-mail アドレス	電	話番号		
振 銀行名	本	支店名		
込 預金種別 先		座番号		
口座名義				
	NEXI記入欄	受理日:	年	月 日

別紙様式第16

(旧)

<u>海外事業資金貸付保険保険金請求書</u>

													_	
株式会社日本貿	日伊险	жл н				提出日					年	_	月	日
怀式云仙口本具	. 勿休陕	144												
本書及び保険金	請求経緯	書(以下「保险	金請求	ξ										
書等」)の内容が事 険金を請求します。		ないことを確	認し、保			請求者								
また、保険金の支	払いを受					<u>住所</u>								
請求書等の内容が あって、約款上の免							,							
に該当することが判	判明したと	きには、直ち	こ保険			請求者名						-		印
金を株式会社日本約します。	貿易保険	に返還するこ	とを確			代表者名 保険利用								
保険金請求額(※):					体膜剂用:	<u> </u>							
上記請求金額の記		====================================	哲士の	レナハリズラ	-									
上記明水並領の記	弁の内i	がは、火の計	弁音の	Cay 0 9) ₀									
				<u>損</u>	失言	- 算 書	ŧ							
貸付先国等又	は地域													
事業地国又は	ま地 域													
保険証券番号	第	号	保	険 事	事 故	発 生	- 日					年	月	日
保険契約締結 日	年	月日		保	 険事故	確定日						年	月	日
	住所:													
被保険者	氏名:					保険	金額	(※)						
損失発生		年月	日			·	61. 4-	1)						
通知書		第	号		返	済 不	能額	(※)						
被保険	者が	損 失 <i>0</i>	防	止 軽	減	養務 (D 履 1	· 行 に	より) o	収	L	た	額
取得した	金額	2 1	要し	た費	用	取得し得	べき金額	4	に見	更す	べ	き	金	額
②(※)		③(※)				4 (%)		⑤ (※)					
その他控隊	ます べ	き金額	損失	額①-	[2+	4]-(夏 要	し <i>†</i> :		用	等	3	+	⑤
⑥ (※)			⑦(<u>※</u>)				8 (%))						
請	रे 1	 保	<u></u>	全		⑦ ×	付	保 率	+	8	×	付	保	率
(※)														
	担当部署					1								
連絡先	担当者和電話番号													
	銀行名:						本支店							
振込先	預金種 日 口座名	目: 普通・当 **・	座				口座番	号:						
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	山庄石	茂.												
(※)米ドル建保険	特約付款	帯の場合は米	ドル、そ	その他の均	易合は日	本円で記え	入して下さ	い。						
(注)「被保険者」相			•					-						
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	HIJ*4			288'		- 3								

2020年10月1日更新 2020年4月1日更新

別紙様式第17

海外事業資金貸付保険保険金請求経緯書

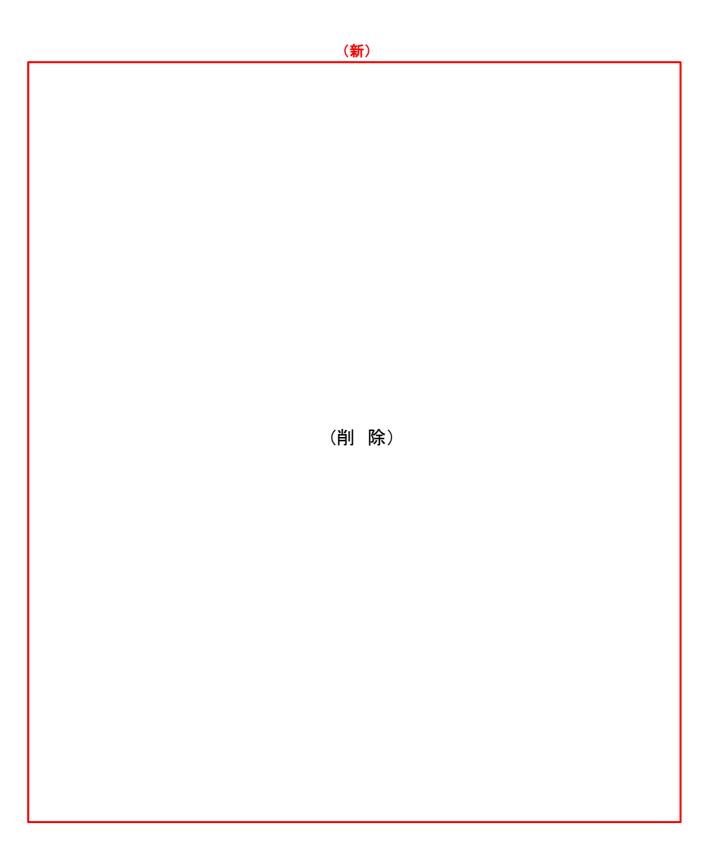
				年	月日
		請求者住所	f:		
		代表者氏名			——
			1 -		 -
		証券番号:			
					_
1.	保険金請求に至る経緯				
					※ 日本貿易保険チェック欄
					※ 口平貝勿休陜アエググ (関
2.	保証等の有無及び行使状況 (代金貸付の相受領している現金・保証・担保の有無及びその	手方等、保 D内容並びに	証人等から被 行使の状況)	保険者、質権者等か 	ξ
	現金、保証又は担保: 口 有 口 無				
	有の場合、その内容及び担保権等の行使の状況:				\vdash
3.	貸付契約等の内容				
	貸付契約の内容変更の有無: □ 有 □ 無				
	有の場合、その内容及び保険契約の内容:				
4.	今後の回収見込				
					-1
					<u> </u>
5 .	延滞利息請求の有無				
	請求: □ 有 □ 無				7
	無の場合、その理由:				<u> </u>
(注1	該当箇所について漏れなく記載ください。必要に応し 記入内容が多い場合は、別紙にてご提出いただい。		ご記入ください。		
(注2	2) 上記について、日本貿易保険から追加資料の提出	を求める場合が	ヾありますので、ラ	Pめご了承ください。	
	NEXI記入欄 受理日	:	年	月日	<u>l</u>

別紙様式第17

(旧)

海外事業資金貸付保険保険金請求経緯書

	請求者住所:		
	請求者名:	印	
	 証券番号:		
	<u></u>		
. 保険金請求に至る経緯			
		※ 日本貿易	男保険チュ
	況(資金貸付の相手方等、保証人等か・担保の有無及びその内容並びに行使の		
現金、保証又は担保: 口 有	□ 無		
有の場合、その内容及び担保村	€等の行使の状況: 		
· 当該貸付契約等の履行に 履行等)の有無及びそのP	関し、資金貸付の相手方等が行っている 内容と対応状況	5クレーム(契約義務不	
クレーム: □ 有 □ 無 有の場合、その内容及び対応*	4 3□ .	<u> </u>	
有の場合、その内容及の対応も	(流:		
. 保険契約等の確認			
①貸付契約締結日: ②保険契約申込日:			
③危険・損失発生通知日:			
④貸付契約の内容変更の有無	:	<u> </u>	
⑤海外事業資金貸付の相手方	との資本関係及び取締役等の派遣の有無:		
. 今後の回収 <u>の</u> 見込 <u>み</u>			
. 延滞利息請求の有無			
請求: 口 有 口 無 無の場合、その理由:		├ ─¬	
無の場合、その理由:			
	B載ください。必要に応じ欄を拡大してご記入くだ 紙にてご提出いただいても結構です。	さい。	
	食から追加資料の提出を求める場合があります <i>の</i>	Dで、予めご了承ください。	
日本貿易保険 記載欄〉			
種補責任: 有 無			
[補事由:			
払保険金額:			



(旧)

	火止・	۱¥٠		4 − 1	0
ויכל	紙	淶:	EL 5	书 I	O

海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書

年 月

日

株式会社日本貿易保険 御中

申請者 住所

氏名 印

海外事業資金貸付(貸付金債権等/保証債務)保険約款の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

保 険 証 券 番 号	
保 険 契 約 締 結 日	年 月 日
	住所:
(申請者と異なる場合に記入)	氏名:
事故確定日	年 月 日
保 険 金 請 求 額	
備考	
)用 行	(連絡先)

承認証

年 月 日

上記の海外事業資金貸付保険時効中断承認申請は、申請のとおり承認します。

株式会社日本貿易保険

海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書

別紙様式第18

年 月 日

被保険者(保険利用者□-ド: 住所 氏名

海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款の規定に基づき、下記のとおり申請します。

保 険 証 券 番 号	
保険契約締結日	年 月 日
事故事由	(事故事由コード:)
確認を求める理由	
当該損失に係る償還期限	
備考	(連絡先)

確認証

年 月 日

上記の海外事業資金貸付保険損失発生確認申請は、

申請のとおり確認します。 確認しません。

株式会社日本貿易保険

(旧)

別紙様式第19

海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書

技术会社口士密目促除 细土		年	月	E
株式会社日本貿易保険 御中	被保険者(保険利用者コート・:			•
	住 所			
	氏. 名			

海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款の規定に基づき、下記のとおり申請します。

保険証券番号	
保険契約締結日	年 月 日
事故事由	(事故事由コード:)
確認を求める理由	
当該損失に係る償還期限	
備考	(連絡先)

確認証

年 月 日

上記の海外事業資金貸付保険損失発生確認申請は、

申請のとおり確認します。	
確認しません。	

株式会社日本貿易保険

_/	*	~	٦
- (-	т	
٠.	76	"	

海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 徇	卸中
--------------	----

被保険者(保険利用者コード:)
住所	
 氏名	ÉD

下記のとおり報告します。

記

. 15 50 45 41 4 4

<u>1.1</u>	利果	契約の)内谷	<u>. </u>								
(1)	保	険	訂	ΙĒ	券	番	•	号				
(2)	保	険	契	約	絣	5 糸	洁	田	年 月 日			
(3)		外事:				の 相 に		方る	貸付先国等 又は地域 (国コ	− ド:)
(0)	主	<i>t</i> :	7 Z		. 债	· 務		者	事業地国 (バイヤーコード:) 又は地域 (国コ	− ド:)
(4)	保	証 証						人	(バイヤーコード: 保証国 (バイヤーコード: 又は地域 (国コ	− ド:)
(5)	通							貨	通貨	コート゛:)
(6)	償		還		期	1		限				
(7)	事		故		事	Ī		田	(事故	事由コ	−⊦ *:)
(8)	保	険	刍	È	請	求		日	年 月 日			
(9)	保保	険 険		受 E	領 受	日領	及 į	び 額				
(10)	損	失 額	×	対か	卜債	権へ	` —	ス				
(11)	損	失 額	×	付货	录建	値へ	` —	ス				
(12)	既		回		収	ι		額	元本 延 利息 合計	滞	利	息
(13)	+				収	7		額	元本 延 利息	滞	利	息
									合計			
(14)		支	出	□				用				
(15)	前	回の	履	行丬	状 況	報	告	日	年 月 日			
(16)	備							考	(連絡先)			

- 2. 回収義務の履行状況又は回収に関する状況の変化の概要(履行状況コート:) (関連資料をできるだけ添付して下さい。)
- 3. 今後の回収見込み
- 注1:海外事業資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙 に記載の上ご提出いただくことも可能です。
 - (6)償還期限、(8)保険金請求日、(9)保険金受領日及び保険金受領額
 - ただし、(9)の欄については、保険金受領前の場合は、記入不要です。
- 注2:(10)~(13)の欄については、当該項目にかかる金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入してください。

別紙様式第20

(旧)

海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書

年	月	日
---	---	---

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者(保険利用者コード:)
住所	
氏名	ÉΠ

下記のとおり報告します。

記

1. 化	保険	契約の	内容													
(1)	保	険	訂	E å	券	番	号									
(2)	保	険	契	約	締	結	日			年	月	日				
(3)		外事 第は保		金 貸		D 相 手 に 係			-	又は	先国等 地 域		(国:	ıード:		
	主	た	8		責	務	者	(バイヤーコード:)		美地国		(国	ı−ド:		
(4)	保			証			人	(バイヤーコード:)		証国地域		(国	ı−ド:		
	通						貨					(通貨	コート":		
(6)	償		還		期		限									
(7)	事		故		事		由					(]	事故	事由コ	− ド:	
(8)	保	険	纽	<u> </u>	青	求	日			年	月	日				
(9)	保 保	険 険	金 金	受 領	更 受	l 及 領	び 額									
(10)	損	失 額	X	対 外	債 梢	重べー	- ス									
(11)	損	失 額	Ж.	付 保	建值	直ベー	- ス									
(12)	既		回		収		額	元本 利息 合計				7 3	正	滞	利	息
(13)	未		回		収		額	元本 利息 合計				3	正	滞	利	息
(14)	既	支	出	回	収	費	用									
(15)	前	回の	履	行 状	況	報告	日			年	月	日				
(16)	備						考	(連絡先)								

- 2. 回収義務の履行状況又は回収に関する状況の変化の概要(履行状況コート:) (関連資料をできるだけ添付して下さい。)
- 3. 今後の回収見込み
- 注1: 海外事業資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙 に記載の上ご提出いただくことも可能です。
 - (6)償還期限、(8)保険金請求日、(9)保険金受領日及び保険金受領額
 - ただし、(9)の欄については、保険金受領前の場合は、記入不要です。
- 注2:(10)~(13)の欄については、当該項目にかかる金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入してください。

海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書

株式会社	日本貿	易保険	御中
孙人女仆	口个只	勿 까쯔	ᄣᅮ

在	日	Я
	л	\vdash

氏名 ———	
<u> </u>	印

下記のとおり申請します。

記

住所

1. 保険契約の内容

	ハト	<u> </u>	47 F 3																		
(1)	保	険	Ē	Œ	券	1	番	号													
(2)	保	険	契	糸] 紹	Ť	結	日					年	月		日					
(3)	海外事業資金貸付の相 (3) 又 は 保 証 債 務 に f			方る						寸先 は 地			− 卜 *:)					
(0)	<u>主</u>	主たる債務						者					事 又	業地は地	也 国 也 域	(国コ	− ト *:)	
(4)	保			証	Ε			人	(バイヤーコー	- 卜 *:)	保 又	証は地	b 域	(国コ)	
(5)	通														(通貨コ	<u>−</u> ト":)
(6)	償		還		其	月 <u></u>		限													
(7)	事		故		事	F		由							(事故事	事由 コ	I−ト ゙:)
(8)	保	険	곀	È	請	7	求	日					年	月		日					
(9)	保		金	受		日		Ç													
	保	険		<u>E</u>	受			額													
(10)	損:	失額	Ж	対タ	朴債	権	ベー	ス													
(11)	損 :	失額	X	付货	呆建	値	ベー	ス													
									元 本							3	延	滞	利	息	
(12)	既				収	Z		額	利 息												
									合 計												
									元 本							3	延	滞	利	息	
(13)	未		□		収	Z		額	利 息												
									合 計												
(14)	既	支	出] 収	Z	費	用													
(15)	備							考	(連絡先)												

- 2. 回収義務の履行状況の概要(回収義務の履行状況の概要を別紙に記載し添付してください。)
- 3. 回収義務の終了認定申請を行う理由(当該理由を証する書類を必ず添付してください。)
- 注1:海外事業資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙に記載の上ご提出いただくことも可能です。
 - (6)償還期限、(8)保険金請求日、(9)保険金受領日及び保険金受領額
- 注2:(9)~(13)の欄については、当該項目にかかる金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入してください。

別紙様式第21

海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書

(旧)

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日	
	١

被保険者(保険利用者コード:	

氏名 —————————————————————

下記のとおり申請します。

韶

1. 保険契約の内容

1. 保険契約の内容		
(1) 保 険 証 券 番 号	·	
(2) 保 険 契 約 締 結 日	年 月 日	
海外事業資金貸付の相手方 (3) 又 は 保 証 債 務 に 係 る)
主 た る 債 務 者	(バイヤーコード:) 又は地域 (国コード:)
(4) 保 証 人	(ハイヤーコート:) 又は地域 (国コート:)
(5) 通	(通貨コート:	
(6) 償 還 期 阻		
(7) 事 故 事 由	(事故事由⊐−	· h ":
(8) 保 険 金 請 求 日	年 月 日	
(9) 保険金受領日及び 保険金受領額		
(10) 損失額 ※対外債権ベース		
(11) 損失額 ※付保建値ベース		
	元 本 延 ジ	滞利息
(12) 既 回 収 額		
	合計	
		滞利息
(13) 未 回 収 額		
	合 計	
(14) 既 支 出 回 収 費 用		
(15) 備 考	(連絡先)	

- 2. 回収義務の履行状況の概要(回収義務の履行状況の概要を別紙に記載し添付してください。)
- 3. 回収義務の終了認定申請を行う理由(当該理由を証する書類を必ず添付してください。)
- 注1:海外事業資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙に記載の上ご提出いただくことも可能です。
 - (6)償還期限、(8)保険金請求日、(9)保険金受領日及び保険金受領額
- 注2:(9)~(13)の欄については、当該項目にかかる金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入してください。

海外事業資金貸付保険回収金納付通知書

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日

被保険者(被保険者コート:

(納 付 者コード: 住所

氏名 印

海外事業資金貸付(貸付金債権等/保証債務)保険約款の規定に基づき、下記の通り通知します。

記

保険証券番号		償 還 期 限	年 月 日
事故通番		回収日	年 月 日
保険契約締結日	年 月 日	事故事由	
保険金受領日	年 月 日	事 故 事 由 	 (事故事由コード:)
保 険 金 受 領 額 (建値換算支払額)	(1)	表示通貨	(通貨コード:)
損 失 額 (建値ベース)	(2)	控除利息充当額	(3)
唐 改 夬			債務国
债 務 者	(パイヤーコート*:)	(国コード:)
回収額(契約元2	本) 回 収 額(契 約 金 和	」) 回収額(延	滞 利 息) 回収事由コード
(4)	(5)	(6)	
			回収計画 有・無
回収総額(4)+(5)+	+(6) 回収費用の有無 回 収 引	費用額回収納付	額 [(7) - (8)] × (1) / (2) - (3)
(7)	有 ・ 無 (8)	(9)	
本通知の週	星れによる違約:	金最終回収	金納付額(9)+(10)
(10)			
備 担当部署名:			
考 担当者名:		電話番号:	

- 注1: 損失額は、約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額を記入して下さい。
- 注2: 納付者コードは、被保険者コードと異なる場合のみ記入して下さい。
- 注3: (1)~(10)及び最終回収納付額は、表示通貨で記載して下さい。

(金額の頭に当該通貨の略号を明記して下さい。)

なお、換算の必要があるときは、約款(貸付金債権等)第33条又は約款(保証債務)第31条の規定によるものとし、換算を証する書類を合わせて提出して下さい。

別紙様式第22

(旧)

海外事業資金貸付保険回収金納付通知書

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者(被保険者コート・:) (納付者コート・:)

住所

氏名 印

海外事業資金貸付(貸付金債権等/保証債務)保険約款の規定に基づき、下記の通り通知します。

記

保険	証券	番号								償	還	期	限		左	Ŧ	月		日	
事	故道	番									Ţ	仅	日		左	Ŧ	月		日	
保険	契約約	締結日		年	F]	E	3		由	+4-	由	ф.							
保険	金受	領日		年	F]	E	1		争	以	事	由		(事故	事由	ョコート	*:)
保険	金受	領額	(1)							_	_	٠3	15			,				,
		支払額)								衣	亦	通	貝		(通貨	<u>ˈ</u>]	*:)
——— 損	失	額	(2)						100	5 DA	T.I. 1	<u> </u>	₩ #∓	(3)	,,					·
		ース)							担	上际	利,	思 允	当額							
/±	7.5-	+-/												債剂	国					
債	務	者	(/ **	(ヤーコー	h *:)	(国:	1− ⊦ *:)
回収額	額(契	2 約元ス	†)	回収	く額	(契	2 糸	金	利))	口巾	又額	〔〔延	滞	利息	(į	回	収事	由:	コード
(4)				(5)						(6)									
																	回扣	又計	曲	有・無
回収	総額	(4)+(5)+	-(6)	回収費	き用(の有	無	回収	く費	用者	額	回収	納付	額	[(7)	- (8)] ×	(1)/	/(2) — (3)
(7)							-	(8)			((9)								
				有	•	無														
本;	通知	の追		1 に	よ	る	違	約	金		最	終	回収	、金	納	付	額	(9)	+	(10)
(10)																				
備	担当部	 『署名:																		
考	担当者	皆名:								冒	話	番号	:							

注1: 損失額は、約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額を記入して下さい。

注2: 納付者コードは、被保険者コードと異なる場合のみ記入して下さい。

注3: (1)~(10)及び最終回収納付額は、表示通貨で記載して下さい。

(金額の頭に当該通貨の略号を明記して下さい。) なお、換算の必要があるときは、約款(貸付金債権等)第33条又は約款(保証債務)第31条の規定によるものとし、換算を証する書類を合わせて提出して下さい。 株式会社日本貿易保険 御中

口座名義:

海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書

					負担	請求	者			
					<u>住所</u>					
					氏名					印
下記のとおり	/請求しま	す。								
				記						
/日 『今	=T **	番号								
保険契	証 券 約 締				 年		<u> </u>	 日		
被条件		<u> </u>	 住所:			,-	<u> </u>	<u> </u>		
板 は (請求者と異										
通		5 IC 配 <i>入)</i> 是	氏石:				(22	通貨コード:)
		₹ 				42- 1 1				,
 海 外 事 業 資	金貸付	の相手方					先国等 :地 域			
又は保証	E 債 務	に係る							(国コート゛:)
主たる	る債	務者			,		: 地 国 : 地 域			
	·	<u>+</u>	(バイヤー=	<u>1—F:</u>)	/ 10			<u> </u>)
事故	事	由					争	故事由コ	<u></u>)
償 還	期	限								
保険:	 金 支	 払 日			年		=	 日		
回収金納付					— <u>+</u> 年			<u>出</u> 日		
回収金納付						,	1			
費用負担請求		上 了 上 很 /								
(※)	17									
(内訳)			•							
項	目	通 貨	金	額	換	算	率	費用負	担額(※	()
(※) 本た』	建保险性	 数付業の 	<u> </u> 場合は米ドル	・その他の	世令1-	+ 🗆 🛨	田で記	ルファ	\ 1\	
(※/木ドル	/连体陕作	すかろしい いけいしょ	勿口は不じル	ノ、ての月回の	物口は	*口个		XCC F	C	
	担当部署	 롤名 :								
連絡先	担当者名									
	電話番号									
	銀行名:				本支	<u></u> 店名:				
振 込 先	預金種目	目: 普通・≦	当座		口座	番号:				

(旧)

別紙様式第2<u>3</u>

口座名義:

海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書

4. 4. 0. 4. 0. 4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.			年 月 日
株式会社日本貿易保険 御中		負担請求者	
		住所	
		氏名	
て司のしか川連ポリオナ		<u> </u>	HI
下記のとおり請求します。	=-		
	記 		
保険証券番号			
保険契約締結日		年 月	日
被 保 険 者	住所:		
(請求者と異なる場合に記入)	氏名:		
通 貨		(ì	<u>通貨コート・</u> :)
		貸付先国等	
海外事業資金貸付の相手方 又は保証債務に係る		又は地域	(国コード:)
主たる債務者		事業地国	
	(バイヤーコード:) 又は地域	(国コード:)
事故事由		(事	故事由コード:)
償 還 期 限			
		 年 月	
回収金納付日(又は予定日)			<u></u> 日
回収金納付額(又は予定額)			
費用負担請求額			
(※)	_		
(内訳)	_		
項目通貨	金額	換算率	費用負担額(※)
(※)米ドル建保険特約付帯の	場合は米ドル、その他の	場合は日本円で記	入して下さい。
担当部署名:			
連絡先 担当者名:			
電話番号:		++++	
銀行名: 振込先、預金種目:普通・	vy r ii	本支店名:	
恢 1人 元 性宏理日 音用 :	그)약	口座番号:	

年 月 日

別紙様式第23-1

海外事業資金貸付保険権利行使等委任状

株式会社日本貿易保険 御中

年	月	日

)

被保险者(保険利用者コード:

住所 ÉΠ 氏名

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、海外事業資金貸 付(貸付金債権等)保険約款(以下「約款(貸付金債権等)」という。)又は海外事業資金貸付(保証債務)保険約 款(以下「約款(保証債務)」という。)の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委 任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限 度として負担する。

(回収金の配分)

2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分する こととする。

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に償還期限又は保証債務を履行 した日の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった 日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収 した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の 額の約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額か ら既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の 額の約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額の いずれか少ない金額

(仮済計画の変更)

3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る償還条件等について変更を加えること又 は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意 し、これらに係る権限を日本貿易保険に付与する。

別紙様式第24-1

海外事業資金貸付保険権利行使等委任状

(旧)

株式会社日本貿易保険 御中

年	月	日

日

)

EΠ

在

被保险者(保険利用者コード:

住所 氏名

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、海外事業資金貸 付(貸付金債権等)保険約款(以下「約款(貸付金債権等)」という。)又は海外事業資金貸付(保証債務)保険約 款(以下「約款(保証債務)」という。)の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委 任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限 度として負担する。

(回収金の配分)

2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分する こととする。

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に償還期限又は保証債務を履行 した日の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった 日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収 した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の 額の約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額か ら既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の 額の約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額の いずれか少ない金額

(仮済計画の変更)

3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る償還条件等について変更を加えること又 は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意 し、これらに係る権限を日本貿易保険に付与する。

(回収に係る権利行使の復委任)

4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。 当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。

(権利行使等の委任の解除)

- 5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されない場合、日本 貿易保険は、約款(貸付金債権等)又は約款(保証債務)の規定に基づく権利行使等の委任を解除することができる。
 - (2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款(貸付金債権等)又は約款(保証債務)の規定に基づき当該債権又は 損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。

(その他)

- 6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険 者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。
 - (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、 付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位 比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)

- •「付保損失額」…保険契約上の損失額
- ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額
- •「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)/対外損失額
- -「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)/付保損失額(建値ベース)

(旧)

(回収に係る権利行使の復委任)

4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。 当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。

(権利行使等の委任の解除)

- 5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されない場合、日本 貿易保険は、約款(貸付金債権等)又は約款(保証債務)の規定に基づく権利行使等の委任を解除することができる。
 - (2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款(貸付金債権等)又は約款(保証債務)の規定に基づき当該債権又は 損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。

(その他)

- 6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。
 - (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、 付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位 比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)

- •「付保損失額」…保険契約上の損失額
- ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額
- •「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)/対外損失額
- -「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)/付保損失額(建値ベース)

別紙様式第23-2

海外事業資金貸付保険権利行使等委任状 (サービサー回収用)

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者(保険利用者コート:) 住所 氏名 印

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下「約款(貸付金債権等)」という。)又は海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(以下「約款(保証債務)」という。)の規定に基づき、日本貿易保険が委任する回収業者による回収を行うため、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任(以下「権利行使等の委任」という。)し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に係る権利行使の復委任)

1. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。

(回収に係る被保険者の協力)

- 2. (1) 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、遅滞なく債務者に対して 権利行使等の委任を行った旨(日本貿易保険が上記1の規定に基づき第三者に委任する旨を含む。) を通知するものとする。
 - (2) 上記(1)の場合の他、被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、日本貿易保険又は上記1の規定により日本貿易保険から委任を受けた第三者(以下「回収業者」という。) が行う回収に協力しなければならない。

(回収に要した費用の負担)

3. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用について、 取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

4. 日本貿易保険は、権利行使等の委任後日本貿易保険又は回収業者が当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に償還期限又は保証債務を履行した日の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

別紙様式第24-2

海外事業資金貸付保険権利行使等委任状 (サービサー回収用)

(旧)

株式会社日本貿易保険 御中

坡保険者 (保険利用者コード:)	
主所		

日

印

月

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下「約款(貸付金債権等)」という。)又は海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(以下「約款(保証債務)」という。)の規定に基づき、日本貿易保険が委任する回収業者による回収を行うため、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任(以下「権利行使等の委任」という。)し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

氏名

(回収に係る権利行使の復委任)

1. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。

(回収に係る被保険者の協力)

- 2. (1) 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、遅滞なく債務者に対して 権利行使等の委任を行った旨(日本貿易保険が上記1の規定に基づき第三者に委任する旨を含む。) を通知するものとする。
 - (2) 上記(1)の場合の他、被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、日本貿易保険又は上記1の規定により日本貿易保険から委任を受けた第三者(以下「回収業者」という。)が行う回収に協力しなければならない。

(回収に要した費用の負担)

3. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用について、 取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

4. 日本貿易保険は、権利行使等の委任後日本貿易保険又は回収業者が当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に償還期限又は保証債務を履行した日の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

(被保険者の直接受領)

5. 被保険者は、権利行使等の委任後に当該債権に係る入金があった場合は、1月以内に日本貿易保険に その旨通知するとともに、当該入金額全額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に送金する ものとする。この場合において、日本貿易保険は、当該入金額を上記4に定める回収金とみなし、上記4の 規定に従って算定された金額を被保険者に配分することとする。

(返済計画の変更)

6. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること 又は日本貿易保険が経済合理的であると認める理由により当該債権を放棄することについて同意し、当 該権限を日本貿易保険に付与する。

(権利行使等の委任の解除)

- 7. (1) 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権の全部又は一部が返済されなかった場合には、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無に拘わらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款(貸付金債権等)又は約款(保証債務)の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。
 - (2) 被保険者から申込みがあり、日本貿易保険が承諾する場合には、日本貿易保険は、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無に拘わらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款(貸付金債権等)又は約款(保証債務)の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 上記(1)及び(2)の場合、日本貿易保険は、当該解除に起因して生じた一切の損害又は損失について 賠償する責めを負わない。

(その他)

- 8. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保 険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。
 - (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

4の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合には、当該費用を除いた金額とする。 また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示 通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)

- 「付保損失額」…保険契約上の損失額
- ・「対外損失額」…貸付契約等上の建値損失額
- •「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)/対外損失額
- •「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)/付保損失額(建値ベース)

(旧)

(被保険者の直接受領)

5. 被保険者は、権利行使等の委任後に当該債権に係る入金があった場合は、1月以内に日本貿易保険に その旨通知するとともに、当該入金額全額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に送金する ものとする。この場合において、日本貿易保険は、当該入金額を上記4に定める回収金とみなし、上記4の 規定に従って算定された金額を被保険者に配分することとする。

(返済計画の変更)

6. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること 又は日本貿易保険が経済合理的であると認める理由により当該債権を放棄することについて同意し、当 該権限を日本貿易保険に付与する。

(権利行使等の委任の解除)

- 7. (1) 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権の全部又は一部が返済されなかった場合には、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無に拘わらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款(貸付金債権等)又は約款(保証債務)の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。
 - (2) 被保険者から申込みがあり、日本貿易保険が承諾する場合には、日本貿易保険は、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無に拘わらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款(貸付金債権等)又は約款(保証債務)の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 上記(1)及び(2)の場合、日本貿易保険は、当該解除に起因して生じた一切の損害又は損失について 賠償する責めを負わない。

(その他)

- 8. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。
 - (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

4の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合には、当該費用を除いた金額とする。 また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示 通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款(貸付金債権等)第4条又は約款(保証債務)第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)

- •「付保損失額」…保険契約上の損失額
- ・「対外損失額」…貸付契約等上の建値損失額
- •「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)/対外損失額
- •「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)/付保損失額(建値ベース)

別紙様式第24

海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書

株式会社	日本貿	易保険	御中
	PTIA	<i>~</i>	1 - 1

年	月	日

被保険者(保険利用者コート・:)

海外事業資金貸付(貸付金債権等/保証債務)保険約款の規定に基づき、下記のとおり請求します。

保 険 証 券 番 号		事 故 通 番
賞 還 期 限	年 月 日	通貨 (通貨コート・:
回収金納付日		年 月 日
回 収 金 納 付 額		
回収金返還請求額		
請求額の内訳		
返還請求事由		
連絡先	担当部署名: 担当者名: 電話番号:	
振 込 先	銀行名: 預金種目:普通・当座 口座名義:	本支店名: 平 口座番号:

(旧)

別紙様式第25

海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書

4.4.人.1. D. 4. D. D. D. D. C. W. 4.		4	月	H
株式会社日本貿易保険 御中	被保険者(保険利用者⊐ート゚: 住 所)	
	<u> </u>			ÉΠ

海外事業資金貸付(貸付金債権等/保証債務)保険約款の規定に基づき、下記のとおり請求します。

保	険	証	券	番	号				事 故	通番			
償		還	期	ı	限	年	月	П	通	貨		(通貨コード:)
□	収	金	納	付	日				年	月	日		
□	収	金	納	付	額								
回収	2 金	返	還	請え	ド 額								
請	求	額	Ø	内	訳								
返	還	請	求	事	由								
ì	車	糸	各	先	;	担当部署担当者名	፭ :						
ł	浱	ì	Σ	先		銀行名:預金種目口座名	目:普通	種・当座		k支店名 口座番号			

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

住所	
会社名	
代表者名	Fſ

贈賄防止に係る誓約及び申告書

- 1 本件の海外事業資金貸付保険を申し込むに当たり、以下について誓約します。
- (1) 当社並びに当社の役員、従業員及び本件に係る当社の代理人(以下「当社等」という。)が、本件に関連して不正競争防止法(平成5年法律第47号)及び刑法(明治40年法律第45号)に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後もかかわらないこと。
- (2) 当社等が、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行及び世界銀行グループが公表している排除リスト(debarment lists)のいずれにも掲載されていないこと。
- (3) 本件に係る当社の代理人に対して支払う報酬は、合法的なサービスの対価に限定していること及び今後も限定すること。

く以下は該当する項目がある場合のみチェック>

- 2 贈賄を禁止する法令(外国の法令を含みます。)に関して、以下のとおり申告します。
- (1) 当社等は、現在、贈賄を禁止する法令(外国の法令を含む。)に違反した罪により、いずれかの国において 起訴されている、又は当社が知り得る限りにおいて当該国の検察当局による正式な捜査を受けている。

□はい

(2) 当社等は、過去5年間に、贈賄を禁止する法令(外国の法令を含む。)に違反した罪により、いずれかの国において有罪判決若しくはこれと同等の措置(司法取引による起訴猶予や行政処分を含むがこれに限らない。)を受け、又は仲裁裁定(公表されているものに限る。)において贈賄に関与したものと認定されたことがある。

□はい

3 上記2の申告事項に該当したことにより株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)による厳格なデューデリジェンスを受けた場合であって、直近1年以内に、当該デューデリジェンスで指定された所定のスクリーニングフォームを日本貿易保険に提出していない、又は提出したがスクリーニングフォームで報告した贈賄防止に関する取組内容について縮小、取り止め、その他同様の変更をした。

□はい

- ※ 申告内容や申告内容に関し提供いただいた情報・資料は、捜査機関からの協力要請があった場合や捜査機関への通報が必要な場合 等、必要に応じ捜査機関に情報開示することがあります。
- ※ 「厳格なデューデリジェンス」とは、当社等が上記2に該当する場合に、当社において、適切な内部の是正措置や予防措置がとられていること、その措置が維持されていること、文書によるルール化が行われていることなどを日本貿易保険が確認する手続をいいます。
- Ⅰ※ 日本貿易保険における贈賄に関する取扱いは、ホームページの「OECDにおける社会問題への取組み」の「公的輸出信用と贈賄防止」にてご案内しています。

Ĺ.._.._..

(https://www.nexi.go.jp/international/measures/index.html)

別紙様式第26

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

	住所	
	会社名	
_	代表者名	钔

贈賄防止に係る誓約及び申告書

(旧)

- 1 本件の海外事業資金貸付保険を申し込むに当たり、以下について誓約します。
- (1) 当社並びに当社の役員、従業員及び本件に係る当社の代理人(以下「当社等」という。)が、本件に関連して不正競争防止法(平成5年法律第47号)及び刑法(明治40年法律第45号)に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後もかかわらないこと。
- (2) 当社等が、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行及び世界銀行グループが 公表している排除リスト(debarment lists)のいずれにも掲載されていないこと。
- (3) 本件に係る当社の代理人に対して支払う報酬は、合法的なサービスの対価に限定していること及び今後も限定すること。

く以下は該当する項目がある場合のみチェック>

- 2 贈賄を禁止する法令(外国の法令を含みます。)に関して、以下のとおり申告します。
- (1) 当社等は、現在、贈賄を禁止する法令(外国の法令を含む。)に違反した罪により、いずれかの国において 起訴されている、又は当社が知り得る限りにおいて当該国の検察当局による正式な捜査を受けている。

□はい

2) 当社等は、過去5年間に、贈賄を禁止する法令(外国の法令を含む。)に違反した罪により、いずれかの国において有罪判決若しくはこれと同等の措置(司法取引による起訴猶予や行政処分を含むがこれに限らない。)を受け、又は仲裁裁定(公表されているものに限る。)において贈賄に関与したものと認定されたことがある。

□はい

3 上記2の申告事項に該当したことにより株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)による厳格なデューデリジェンスを受けた場合であって、直近1年以内に、当該デューデリジェンスで指定された所定のスクリーニングフォームで報告した贈賄防止に関する取組内容について縮小、取り止め、その他同様の変更をした。

□はい

- ※ 申告内容や申告内容に関し提供いただいた情報・資料は、捜査機関からの協力要請があった場合や捜査機関への通報が必要な場合等、必要に応じ捜査機関に情報開示することがあります。
- ※ 「厳格なデューデリジェンス」とは、当社等が上記2に該当する場合に、当社において、適切な内部の是正措置や予防措置がとられていること、その措置が維持されていること、文書によるルール化が行われていることなどを日本貿易保険が確認する手続をいいます。

i.._.._..

(https://www.nexi.go.jp/international/measures/index.html)